

福井の原発を考える④

原発問題住民運動福井県連絡会

事務局長 林 広員

裁判に福島原発事故は反映するのか？

2014年5月21日、大飯原発再稼働差し止め判決で福井地裁(樋口英明裁判長)は、人の生命を基礎とする人格権を最も重視し、「これを超える価値を見出すことはできない」と述べています。そして、「豊かな国土と、そこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが、国富の喪失であると、当裁判所は考えている」「原子力発電所で、ひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染は、すさまじいものであって、福島原発事故は、我が国始まって以来、最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を、原子力発電所の運転継続の根拠とすることは、甚だしい筋違いである」として、大飯原発再稼働の差し止めを命じました。私はこの判決を直接聞きましたが、鳥肌が立ちました。法廷内で感動のあまりすすり泣きが聞こえてきたことを覚えています。これまでたくさんの原発の裁判で、住民側が勝訴したことがほとんどありませんでした。(過去に住民勝訴したのは2003年1月、名古屋高裁金沢支部で高速増殖炉「もんじゅ」の建設と運転の差し止めを求めた訴訟と2006年2月、金沢地裁で北陸電力志賀原発2号機差止訴訟の2件だがともに上級審で判断が覆り、逆転敗訴が確定)

この判決の内容のすばらしさと、もうひとつ感心したのは、難しい専門用語が気になる判決文が多い中で、この判決文はとともわかりやすくしかも格調が高い「文明批判」になっているように感じた。その後、2015年4月に福井地裁・高浜原発3・4号仮処分決定(勝訴)2015年4月鹿児島地裁・川内原発1・2号機差し止め申請の却下(敗訴)2015年12月福井地裁・高浜原発3・4号仮処分決定取り消し(敗訴)2016年3月大津地裁・高浜原発3・4号仮処分決定(勝訴)2016年4月福岡高裁・川内原発1・2号運転差し止め棄却(敗訴)と各地で裁判の判決が出されていて結果も様々となっている。大飯原発再稼働差し止め裁判は、現在名古屋高裁金沢支部の控訴審で継続中。

3・11福島原発事故以前の場合は、「国と原子力の専門家が安全を保障して絶対に日本では原発の事故は起こらないと言っているのだから心配しなくていいんだよ」と住民側の訴えを退けている。しかし2011年3月11日の東日本大震災の津波と地震により福島原発では過酷事故が起こってしまった。これからは事故はおこらないという「安全神話」から決別して事故はおこるもの、もし過酷事故が起こっても対応できる国際基準に則って備えていかねばならなくなった。国際基準として国際原子力機関(IAEA)が提示している5層の防護(1～3層＝トラブル発生しても過酷事故に至らせない備え、4層＝過酷事故を低減させる機能、5層＝放射能の外部放出に対応して住民の安全を守る適切な避難計画)がありますが、現在の原子力規制委員会の「新規制基準」には、5層の住民避難は含まれていません。国は都道府県に通達し都道府県は立地自治体に住民の避難計画・訓練を

進めるように指導している。つまり丸投げしているのです。国際基準にも達していない「新規制基準」を棚にあげて安倍首相は、世界で最も厳しい規制基準に合格した原発は動かすと述べている。とても許せません。裁判長の判断は様々だが、言えることは、3・11以降の裁判の判断で福島原発事故の教訓を反映するか、しないかの差ではないかと思います。

4月7日の福井新聞に塚原朋一弁護士の見識者評論が掲載されていた。1994年女川原発運転差し止め訴訟を担当した裁判長で、「社会通念上無視し得る程度のリスク」を多用して請求棄却した当人である。「申し訳ないことに、当時の私は、原発事故が発生することを実感として感じるができなかった。しかし3・11の大震災のとき女川原発にあと1メートルのところまで海水が襲っている様子をテレビニュースで見たときは、がくぜんとした」……